

就職氷河期世代の新規就農促進事業（令和元年度補正予算額 1,700百万円）

○ 就職氷河期世代の就農を後押しするため、研修期間に必要な資金を交付します。

支援対象

- 就職氷河期世代※（事業申請時の年齢が30歳以上で、かつ、就農予定時の年齢が49歳以下の者）

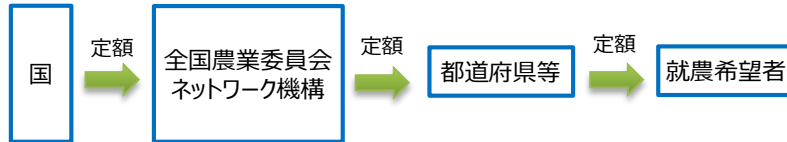
※バブル崩壊後の新規学卒採用が特に厳しかった1993年～2004年頃に学校卒業期を迎えた世代。

なお、29歳以下であっても、就労経験があり、正規雇用を希望しながら本意に非正規雇用で働く者、就業を希望しながら様々な事情により無業の状態にある者など就職氷河期世代に準じた就業に向けた課題に直面している者として都道府県が認定する場合は予算の範囲内で採択可能

交付額

研修期間 1年あたり150万円
（交付対象となる研修期間は最長2年間）

資金の流れ



要件

- 1 独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農※を目指すこと

※独立・自営就農を目指す場合、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること。
親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）を目指す場合、就農後5年以内に経営を継承する又は法人については経営者（共同経営者含む）になること。

- 2 都道府県が認めた研修機関※（原則、親元での研修は不可※※）、概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修すること

※①研修スケジュールやカリキュラムの整備、②指導者等の確保、施設・機械等の整備、③生産技術、販売・マーケティング等に関する研修内容の設定、④原則1日8時間以内の研修時間、一定の休憩時間や休日の確保等の別途定める認定基準を満たしていれば、先進農家等でも可能

※※引きこもり等の無業者であり、研修を実施する場において特別な支援が必要であると都道府県が認定した者に限り、地方自治体等による組織的な支援体制を確保した上で、親元での研修が可能

- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと

- 4 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業の交付を受けていないこと※

※農業次世代人材投資事業（準備型）との併給は不可

- 5 青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること

- 6 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下の者

※ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべきと交付主体が判断する場合は採択可能

返 還

次の事項に該当する場合は全額返還となります。

- 1 適切な研修を行っていない場合
- 2 研修終了後※1年以内に就農をしなかった場合
※研修終了後、更に就農に必要な技術・知識を得るために、今回の研修に準じた研修を継続する場合や4年制大学等に進学する場合（原則4年以内）は、その研修終了後
- 3 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
- 4 親元就農を目指す者について、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合又は法人については経営者（共同経営者含む）にならなかった場合
- 5 独立・自営就農を目指す者（親族の経営を継承する者を含む）について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- 6 虚偽の申請等を行った場合